

○ 労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する等の件（昭和五十七年^{大蔵省}労働省告示第一号）

改正案	現行
<p>労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。労働金庫法に基き人口三十万以上の市指定（昭和二十八年^{大蔵省}労働省告示第一号）は、同日から廃止する。</p> <p>一 大阪市 二 名古屋市 三 京都市 四 横浜市 五 神戸市 六 北九州市 七 札幌市 八 川崎市 九 福岡市 十 広島市 十一 仙台市</p>	<p>労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万以上の市でその市に主たる事務所を有する労働金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。労働金庫法に基き人口三十万以上の市指定（昭和二十八年^{大蔵省}労働省告示第一号）は、同日から廃止する。</p> <p>一 大阪市 二 名古屋市 三 京都市 四 横浜市 五 神戸市 六 北九州市 七 札幌市 八 川崎市 九 福岡市 十 広島市 十一 仙台市</p>

十二 千葉市
十三 さいたま市
十四 静岡市
十五 堺市
十六 新潟市
十七 浜松市

十二 千葉市
十三 さいたま市
十四 静岡市
十五 堺市
(新設)
(新設)
(新設)